

名寄市総合計画 (第3次)

【前期基本計画】

《令和9年度～令和12年度》

骨子案

令和8年3月
名寄市

目 次

基本目標Ⅰ【市民参画・健全財政】	5
Ⅰ-1 市民主体のまちづくりの推進.....	6
Ⅰ-2 人権尊重と男女共同参画の推進.....	8
Ⅰ-3 デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進.....	10
Ⅰ-4 交流活動の推進.....	12
Ⅰ-5 広域行政の推進.....	14
Ⅰ-6 健全な財政運営.....	16
Ⅰ-7 効率的な行政経営.....	18
基本目標Ⅱ【保健・医療・福祉】	20
Ⅱ-1 健康の保持増進.....	21
Ⅱ-2 地域医療の充実.....	23
Ⅱ-3 子育て支援の推進.....	25
Ⅱ-4 地域福祉の推進.....	27
Ⅱ-5 高齢者福祉の推進.....	29
Ⅱ-6 障がい者福祉の推進.....	31
基本目標Ⅲ【生活環境・都市基盤】	33
Ⅲ-1 環境との共生.....	34
Ⅲ-2 循環型社会の形成.....	36
Ⅲ-3 消防・救急体制の確保.....	38
Ⅲ-4 防災対策の充実.....	40
Ⅲ-5 生活安全対策の推進.....	42
Ⅲ-6 都市空間・住環境の整備.....	44
Ⅲ-7 上水道の整備.....	46
Ⅲ-8 下水道・個別排水の整備.....	48
Ⅲ-9 道路の整備.....	50
Ⅲ-10 地域公共交通対策の推進.....	52
基本目標Ⅳ【産業振興】	54
Ⅳ-1 農業・農村の振興.....	55
Ⅳ-2 森林保全と林業の振興.....	58
Ⅳ-3 商工業の振興.....	60
Ⅳ-4 雇用の安定.....	62
Ⅳ-5 観光の振興.....	64

基本目標 V【教育・文化・スポーツ】	66
V-1 幼児教育の充実.....	67
V-2 義務教育の充実.....	68
V-3 高校支援の充実.....	70
V-4 大学教育の充実.....	71
V-5 生涯学習・社会教育の振興.....	73
V-6 文化・芸術の振興と文化財の保護・継承.....	75
V-7 日常のスポーツ文化と健康づくりの推進.....	77

基本目標 I

【市民参画・健全財政】

市民の力と健全な経営で歩む持続可能なまちづくり

1-1

市民主体のまちづくりの推進

目指す姿

市民が主体的にまちづくりに参加し、地域の特性や強みを活かした協働によるまちづくりを目指します。

現状と課題

本市では、「名寄市自治基本条例」の理念に基づき市民参画の基盤を整えてきました。

地域コミュニティ活動においては、町内会における担い手不足などの課題解決に向けて、「町内会活動の課題解決アドバイス事業」を通じて、町内会の課題を担当職員と一緒に考え、課題解決につながる取組提案を行ってきました。

また、行政情報の発信強化を目的に、令和2年10月に市公式LINEを開設して情報提供の充実を図るとともに、「より伝わる広報」を目指して令和7年8月に名寄市広報基本方針を策定し、同年12月号から広報なよろのリニューアルを実施しました。

しかし、市政参加の機会が十分でないことや、地域活動を担う人材の不足及び高齢化が課題となっており、市民が主体となったまちづくりが積極的に進んでいるとは言えない状況にあります。

基本的な方向性

コミュニティ活動を促進するため、各種補助金制度の具体的な活用例などの周知に努め、各団体がより活用しやすい環境を整えていきます。また、町内会加入率の低下や役員の担い手不足等の課題に向けて、町内会連合会の事業内容を見直し、負担軽減を図り持続的な活動となるよう検討を進めます。

広報誌やホームページ、SNSなど各媒体の特性を活かし、観光や文化、産業など地域の魅力に関する情報を効果的に発信します。

主な施策・取組

(1)市民参画と協働の促進

自治基本条例の考え方にに基づき、市民の主体的・自発的な参画を促し、地域課題を共に解決する協働によるまちづくりを推進します。

パブリックコメントや各種審議会への参画機会の提供を継続するとともに、多様な世代が自由に対話できる場を充実させ、市民の声を具体的に施策へ反映させます。

(2)地域コミュニティ活動の支援

誰もが安心して暮らし続けられる地域社会を維持するため、町内会等による活動を支援します。あわせて、担い手の育成や活動拠点の整備、運営面でのサポートに加え、町内会連合会が実施している事業の見直しを行い、時代に即した持続可能な地域コミュニティの構築を推進します。

(3)広報・広聴活動の充実

市政への理解と信頼を高めるため、様々な媒体を活用し、効率的・効果的に行政情報を分かりやすく発信し、行政と市民の情報共有を促進します。また、幅広い層の市民意見を的確に把握する機会の充実を図り、市政への反映に努めます。

1-2 人権尊重と男女共同参画の推進

目指す姿

誰もが人権を尊重され、性別や年齢に関わらず誰もが活躍でき安心して暮らせるまちを目指します。

現状と課題

男女が共にその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指して、本市では「名寄市男女共同参画推進条例」に基づいて様々な取組を推進してきました。

全ての人が生きがいを感じられる、多様性が尊重される社会の実現が、まちづくりにおいても不可欠です。男女共同参画を推進し、固定的な性別役割分担意識から解放され、全ての人が希望に応じて、個性と能力を十分に発揮できる地域づくりを進めます。

一方でインターネット上の人権侵害、多様な性(性的マイノリティ)への理解不足といった課題への対応も必要とされております。

基本的な方向性

年齢や性別にとらわれず、誰もが個性や能力を発揮できる社会の実現に向けたまちづくりを進めます。

また、個人や、学校・家庭・職場において、それぞれの視点での人権意識・男女共同参画意識の醸成を図ります。

主な施策・取組

(1)人権教育・啓発の推進

誰もが尊重され安心して暮らせる地域をつくるため、人権に関する周知・啓発を推進します。あわせて困りごとが早期の相談につながるよう、人権相談など相談窓口の周知と連携体制を整えます。

(2)男女共同参画の推進

性別にかかわらず、個性や能力が発揮できる社会の実現を目指します。誰もが暮らしやすく、働きやすい環境を整えることで、多様な人々が活躍できる場が広がり、地域全体の活力が高まることで、持続可能なまちづくりが進むことにつながります。

また、審議会等への女性の参画を促進するとともに、職場や家庭、地域における性別に基づく役割分担の見直しを進めるため、学校や企業・個人に向けた啓発活動を継続して行います。

関係する個別計画

- 第3次名寄市男女共同参画推進計画

1-3

デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

目指す姿

デジタル・トランスフォーメーション(DX)を推進し、市民サービスの利便性向上と行政運営の効率化が進むまちを目指します。

現状と課題

行政サービスの効率化と市民サービスの更なる向上を図るため、専門的知見を有する外部人材の登用や、令和5年3月には策定した「名寄市DX推進計画」のもと、文書管理システムやタブレット導入による庁内業務のペーパーレス化、電子地域通貨「Yoroca」の導入、オンラインで住民票の写しなどの交付申請ができる行政手続のオンライン化など、デジタル技術の活用を進めてきました。

また、「誰一人取り残されない、人にやさしいデジタル化」を目指し、スマートフォン教室や相談窓口の実施などデジタルに不慣れな方々への支援にも取り組んできました。

一方で、デジタルデジタル社会の進展に伴い、行政が扱う情報量やシステムの重要性は増しており、情報システムの安定的な稼働確保、計画的な機器・システム更新、クラウド活用を前提とした運用管理の高度化、情報セキュリティ対策の継続的な強化が必要です。

さらに、オンライン手続等の利便性やサービス品質の向上、専門知識を持つデジタル人材の確保・育成が課題となっています。

基本的な方向性

今後は、市民が利用しやすい行政サービスの実現と行政運営の効率化の両立を目指し、オンライン手続の拡充やデジタル技術を活用した情報提供の充実を進めるとともに、デジタルディバイド対策などにより、デジタルに不慣れな方も安心して利用できる環境を整えます。

さらに、AIなどの新技術を活用し、問い合わせ対応や情報提供の高度化等を通じて市民サービスの向上を図るとともに、庁内業務の効率化を進めます。

あわせて、情報システムのクラウド活用を前提とした運用管理、計画的な更新、セキュリティ対策を強化し、安定的で信頼されるデジタル基盤を構築するとともに、職員のスキル向上や組織体制の強化を図ります。

主な施策・取組

(1) 庁内のDX推進

持続可能な行政運営と市民サービスの向上を両立させるため、デジタル技術の活用による業務効率化を図り、事務負担の軽減を図ります。

また、計画的な機器・システムの更新、運用管理の高度化、情報セキュリティ対策の強化を図り、情報システムの安定的な稼働確保に努めます。

加えて、データ活用や職員のデジタル能力向上に取り組むことで業務の高度化・迅速化を図り、市民との対話や複雑な課題解決に注力できる体制を目指します。

(2) 地域のDX推進

市民の来庁の負担を減らし手続を便利にするため、行政手続のオンライン化における対象手続を段階的に拡充するとともに、名寄市電子地域通貨「Yoroca」を含めたキャッシュレス決済なども組み合わせて、市民に寄り添う利便性の高い行政サービスを目指します。

また、誰一人取り残されないデジタル化を進めるため、デジタルディバイド対策などにより、デジタルに不慣れな方への支援を行います。

関係する個別計画

- 名寄市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画

1-4 交流活動の推進

目指す姿

市内外との多様な交流を通じて人と地域がつながり、活力が生まれるまちを目指します。

現状と課題

令和2年からのコロナ禍により、国内外の交流活動は一時中断を余儀なくされましたが、近年は交流を再開し、姉妹都市提携及び友好都市提携を結んでいる国内外の都市と市民団体等による人的交流を中心とした活動の推進に努めてきました。

移住促進の面では、「名寄市移住促進協議会」が中心となって首都圏等での相談会への出展や移住体験ツアーに取り組んできたほか、移住コーディネーターを配置し、移住相談体制の充実強化や本市の魅力発信を推進してきました。

現在実施している国内交流、国際交流、外国人支援事業について、長きにわたり実施している事業や新しく始めた事業等ありますが、各会会員の高齢化、会員数の減少により一部において事業実施が難しい状況になってきています。

基本的な方向性

各会の事業等精査しながら国際交流協会(仮)の立ち上げや各会の会員がより中心となって事業展開できるような体制構築を推進していきます。また、市内外への地域の魅力の情報発信強化により、交流人口・関係人口の拡大と移住定住の促進を図ります。

また、外国人支援について現在の事業を持続発展させていくとともに、今後多文化共生、国際交流の推進を検討します。

主な施策・取組

(1)国内交流の推進

人材育成と地域の魅力発信を進めるため、姉妹都市や交流自治体との交流を図り、地域の活性化と相互発展を目指します。

また、団体間の交流事業を支援し、学校や地域活動とも連動させながら学び合いの機会を増やすとともに、文化・製品の発信を強め、継続的なつながりを育てます。

(2)国際交流の推進

グローバル社会に対応し、国際感覚豊かな市民の育成を図るため、リンゼイ市(現カワーサレイクス市)との長きにわたる姉妹都市提携を軸に、次世代を担う青少年の相互派遣や交流を継続し、異文化への理解と親善を深める機会を提供します。

また、台湾交流では中学生、高校生の台湾派遣事業を実施し、幅広い視野を持った人材の育成を図り、交流の裾野を広げつつ地域の活性化を目指します。

(3)関係人口の拡大と移住の促進

SNS等を活用した魅力発信やシティプロモーションの推進により、地域と多様に関わる人を増やすことで、名寄市を応援する関係人口の拡大を図ります。

また、移住促進を図るため、移住体験ツアーの受入れや仕事・住まい・子育て等の情報を分かりやすく発信し、移住希望者のニーズに応じたきめ細かな支援を行います。

(4)外国人支援と市民交流の推進

市内に在住する外国人を対象に日本語教室を開催し、日本語学習の機会を提供します。また、地域になじめるように市民との相互理解の場をつくって市民交流を進めます。

1-5

広域行政の推進

目指す姿

近隣自治体と連携し、効率的で質の高い行政サービスを提供できる地域づくりを目指します。

現状と課題

本市は、医療、消防、ごみ処理などの広域的な課題に対して2市9町2村で構成される北・北海道中央圏域定住自立圏における広域的な取組として、救急医療の維持・確保や医療体制の充実、観光の振興などの事業を進めてきました。

また、名寄インターチェンジ周辺拠点整備事業として、道北圏域の広域を範囲とする物流・防災拠点整備構想の検討を進めており、令和7年9月に民間事業者を含む検討協議会を設立しました。

人口減少に伴い、各自治体単独での行政サービスの維持が困難になってきており、圏域全体の持続可能性を確保するためには各自治体の役割分担と連携強化が求められます。

基本的な方向性

人口減少・少子高齢化や地方財政も厳しい状況であり、周辺自治体と協力しながら定住自立圏共生ビジョンを着実に推進していくことが必要です。

また、広域防災力の向上や物流網の効率化をはじめ、人材不足など、新たな課題解決に向けた検討を進めます。

主な施策・取組

(1) 定住自立圏の連携強化

上川北部圏域の中心市として、近隣自治体との定住自立圏の連携を強化し、医療、福祉、交通、教育などの機能を圏域全体で共有・維持するとともに、共同事業の拡充や人材確保、役割分担の明確化を進めることで、効率的で質の高いサービスを提供します。

(2) 広域的な行政サービスの推進

行政運営の効率化を図るため、廃棄物処理など広域で行うことでメリットが得られる分野において、共同処理や連携を推進します。

また、単独自治体では対応が困難な課題に対して、広域的な視点での課題解決に向けた検討を進めます。

(3) 広域防災力の向上や物流網の効率化

広域防災力の向上や物流網の効率化を図り、道北圏域の安心・安全な生活を維持していくため、定住自立圏市町村と連携した取組を進めます。

関係する個別計画

- 北・北海道中央圏域定住自立圏共生ビジョン(R9-13)

1-6

健全な財政運営

目指す姿

将来世代に負担を残さず、持続可能な財政運営が行われるまちを目指します。

現状と課題

本市の財政運営は自主財源の割合が低く、事業を展開する際に必要な起債の適正管理と将来を見据えた基金の活用などにより財政運営に努めてきました。

しかし、近年の物価高騰や人件費上昇等の影響による経常的経費の増加、また、義務教育施設など大型の普通建設事業の実施による臨時的経費の増加により、基金残高は減少傾向にあるとともに公債費も増加し、これからの財政運営は非常に厳しい状況にあります。そのため、行財政改革の徹底により歳出改革や歳入の増加策を検討していく必要があります。

自主財源に関しては、導入が拡大しているスマートフォン決済アプリによるキャッシュレス決済とコンビニ納付を併用する納付方法を令和3年度より採用し、納税者への利便性向上を図るとともに、市税等のより一層の財源確保を図ってきました。

また、ふるさと納税の取組では、本市の特色を表す6つの寄附目的を設定し、市内事業者と協力しながら魅力ある返礼品の提供と寄附の募集を行っています。

今後は、老朽化した公共施設の維持更新費用など、避けることのできない財政需要が増大することが予想されます。

そのため、人口減少や人口構造の変化を見据え、今後の公共施設の在り方について検討を進めることが必要です。

基本的な方向性

限られた財源の中で、多様な行政需要に効果的に対応していくため、事業の選択と集中の徹底を図るとともに、公共施設の在り方について検討を進め、次世代に過度な負担を残さないよう、健全で持続可能な財政運営に努めます。

主な施策・取組

(1) 安定的な財政運営の推進

将来にわたり必要な行政サービスを維持するため、中長期の収支見通しに基づく財政運営を行います。また、徹底した行財政改革の取組を通じ、事業の選択と集中の実質化を念頭に、市民ニーズを

捉えた歳出の適正化を図るとともに、限りある財源を効果的に有効に活用し、次世代に過度な負担を残すことのないよう健全で持続可能な財政運営に努めます。

(2)公共施設マネジメントの推進

公共建築物やインフラ施設等の総合的かつ計画的な管理を通じ、財政負担の軽減と平準化を図ります。

公共建築物に関しては、名寄市役所庁舎(名寄庁舎・風連庁舎、智恵文支所)、名寄消防署をはじめとして、各種スポーツ施設、学校教育施設の老朽化が進んでいることから、これら施設の在り方の検討を踏まえた上で集約化・複合化や長寿命化改修を推進します。

(3)多様な財源確保策の強化

国・道の補助金・交付金の積極的な獲得に取り組むとともに、ふるさと納税をはじめ市税や使用料・手数料、財産収入など自主財源の確保・充実に努めます。

(4)庁舎の在り方の検討

立地適正化計画や公共施設等再配置計画、公共施設等総合管理計画と整合性を図り、様々な行政機能の拠点となる庁舎の在り方について検討を進めます。

関係する個別計画

- 名寄市公共施設等総合管理計画(H28-R17)
- 名寄市公共施設個別施設計画(R3-R17)
- 名寄市過疎地域持続的発展市町村計画(R8-R12)

1-7

効率的な行政経営

目指す姿

限られた人材と資源を最大限に活用し、デジタル技術や民間の手法も取り入れた質が高い行政経営を目指します。

現状と課題

労働人口の減少に伴い、職員数の減少が見込まれる中、効果的・効率的で持続可能な行政経営を推進するため、「集中と選択」の実現に向け、前例にとらわれない事業の見直しを行ってきました。

また、行政評価やローリング、予算編成を通じて、事業や取組の改善・見直しを行い、適切な行政サービスの提供と市民への説明責任の遂行に努めています。

公共施設の運営面では指定管理者制度を導入し、民間に公共施設の管理を委ねることで、民間のノウハウを活用した住民サービスの向上と経費節減を図っています。

今後は限られた職員数で複雑化するニーズに対応するための能力向上、業務効率化や事務事業の見直し、経営感覚を持った事業の推進が求められます。

基本的な方向性

人口減少や業務量を鑑みた適正な職員数での業務遂行が求められる中、職員の研修等による知識・技能の習得、意識向上に取り組みます。

また、前例にとらわれないゼロベースでの業務の見直しを行うとともに、BPR(業務改善)やデジタル技術の導入、経営感覚を持った事業の推進により、持続可能な仕組みを構築します。

主な施策・取組

(1) 適正な事務事業の推進

事務事業について行政評価などを行い、PDCAサイクルの実効性の向上により、事業の見直しを進めます。

あわせて、事業の「選択と集中」を徹底し、重複や効果の低い取組の整理を進めるとともに、将来を見据えた必要性の高い施策事業へ重点的に資源を配分します。

(2)人材育成・確保の推進

多様化・高度化する行政課題に的確に対応するため、職責に応じた必要な能力を習得するための研修の実施、自ら学ぶ機会の充実により限られた経営資源を最大限に活用し、自ら考え行動する人材を育成し、組織全体の力を高め、持続可能な行政経営基盤の強化を図ります。

また、公務の魅力発信、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の整備、外部人材の活用などにより安定した人材確保につなげます。

(3)民間活力の活用

民間のノウハウや技術を積極的に取り入れ、行政サービスの向上とコスト削減を両立させるため、指定管理者制度の適正な運用に加え、PFI手法の検討や、地元企業との連携など、地域の課題解決に向けた取組を推進します。

行政が担うべき役割を見極めつつ、民間ならではの柔軟で質の高いサービス提供を目指すことで、地域経済の活性化と効率的な行政運営を両立させます。

関係する個別計画

- 名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 第2次名寄市行財政改革推進基本計画

基本目標Ⅲ

【生活環境・都市基盤】

快適な都市空間と自然が調和する安全なまちづくり

III-1

環境との共生

目指す姿

豊かな自然環境を次世代へ引き継ぎ、良好な生活環境の保全と人と自然が調和した持続可能な脱炭素社会を目指します。

現状と課題

国において、2050年までに温室効果ガスを全体でゼロにする「ゼロカーボン」宣言がされ、本市でも令和3年11月に「名寄市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

また、令和5年3月には「名寄市ゼロカーボン推進再生可能エネルギー導入計画」を、令和7年3月には、市民・事業者・行政が一丸となり、気候変動と地域課題を解決し、ゼロカーボンシティ実現を目的とした「名寄市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、市全体での取組を推進しています。

今後は、再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギーの徹底など、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた取組を計画的に進めていくことが求められます。

基本的な方向性

脱炭素社会の実現に向け、一人一人が環境問題を自分事として捉え、日頃から意識して行動できるよう、啓発活動を継続します。

また、公害のない生活環境の保持に向けた取組や、自然環境の保持に努めます。火葬場、墓地・霊園の計画的な整備による良好な生活環境の保全のため、今後の在り方についての検討を進め、利用しやすい環境を整えます。

主な施策・取組

(1)地球温暖化対策の推進

「ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、温室効果ガスの排出削減に向けた取組として、省エネ行動や設備導入の促進、公共施設への省エネ設備の導入、再エネ等の活用を進めます。

また、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促すことで、次世代に豊かな地球環境を引き継ぐための持続可能なまちづくりを推進します。

(2)自然環境の保全

身近な自然を守り次世代につなぐため、保全と適切な利用を両立します。公害の防止を図り、河川・森林などの環境の保全活動を進めるとともに、関係機関と連携して公害の防止と生物多様性の維持を図ります。

(3)火葬場、霊園・墓地の適正管理

火葬場の機能維持のため、保守・点検を定期的を実施し、施設の適正管理を行います。今後の火葬場施設の機能維持に向けた改修等についても検討を進めます。霊園・墓地利用者の利便性の向上に向け、適正管理に努めるとともに、整備が必要な箇所については、計画的な整備を進めます。

関係する個別計画

- 第4次名寄市地球温暖化防止実行計画(事務事業編)
- 名寄市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(R7-R12)
- 名寄市ゼロカーボン推進再生可能エネルギー導入計画(R5-R12)

III-2 循環型社会の形成

目指す姿

ごみの減量と資源化を推進し、環境負荷の少ない循環型の暮らしが定着したまちを目指します。

現状と課題

循環型社会の形成に向け、3R運動を基本としたごみの分別・資源化の啓発や再生資源集団回収事業を通じた廃棄物の減量化・資源の有効利用に関する意識の向上に取り組んできました。

名寄市・美深町・下川町・音威子府村(以下「4市町村」)で構成する名寄地区衛生施設事務組合において、建設工事を進めてきた名寄地区一般廃棄物中間処理施設「エコスピカ」が令和9年4月から稼働します。新しい施設「エコスピカ」では焼却と破碎選別によるごみの処理方式を採用しているため、ごみの分別区分などが大きく変わることから、市民に対して、丁寧な周知と説明が必要となります。

また、4市町村のし尿と浄化槽汚泥(以下「し尿等」)を処理している名寄地区衛生施設事務組合の衛生センターは、老朽化が進んでいるため、下水との共同処理への移行を進めていきます。

基本的な方向性

リデュース(発生抑制)・リユース(再利用)・リサイクル(再資源化)の従来の3Rに、リフューズ(不要なものは断る等)を加えた「4R運動」を展開し、より質の高い循環型社会を目指すとともに、廃棄物の適正処理を進めます。

また、し尿等は、名寄下水終末処理場において、令和12年度から広域による下水との共同処理を目指します。

主な施策・取組

(1)ごみ減量・リサイクルの推進

広報誌やSNS、環境教育学習、再生資源集団回収事業等を通じて、市民一人一人がごみを減らす意識を高めるための意識啓発を図るとともに、「エコスピカ」の稼働に伴う分別区分の大きな変更に合わせて、正しいごみ分別方法の普及・啓発を推進します。

(2)一般廃棄物(ごみ・し尿等)の適正処理と安定的な処理体制の整備

広域連携のもと、一般廃棄物の適正処理に努めるとともに、「エコスピカ」やリサイクル施設をはじめとするごみ処理施設の安定的な管理・運営に努めます。

また、し尿等は、4市町村・名寄地区衛生施設事務組合・名寄市下水道事業が連携し、名寄下水終末処理場において、令和12年度から広域による下水との共同処理を目指します。

(3)環境美化の推進

不法投棄を防止するため、広報誌や看板・のぼり等の設置を通じて、市民・事業者に対する周知・啓発を行います。また、土地の所有者・管理者に対しては、不法投棄を招かないための適正な管理の重要性について、周知・指導・助言を行い、土地管理の適正化を促進します。

さらに、春や秋等の清掃週間において、市民や団体による地域清掃活動を推進することで、公共空間の美化を継続するとともに、地域全体で適正な廃棄物処理を支える意識の醸成を図ります。

関係する個別計画

- 一般廃棄物処理広域化基本計画(ごみ処理基本計画)(生活排水処理基本計画)(H25-R9)
- 名寄地区衛生施設事務組合(名寄地域)循環型社会形成推進地域計画(R3-R9)

III-3

消防・救急体制の確保

目指す姿

あらゆる災害から市民の暮らしを守るため、強靱で持続可能な消防救急体制を目指します。

現状と課題

現在の消防庁舎は名寄署(S54年建設)、風連署(S47年建設)とも建築から約50年経過し、災害に強い、消防庁舎の設置が重要な課題となっています。

また、消防団員の減少と高齢化が進んでいて、地域防災力の維持が課題となっています。

消防指令システムについては平成22年度の設置から15年経過、デジタル無線については平成26年度の設置から11年経過しており、更新が急がれる状況にあります。

車両の整備では、更新計画に基づく消防車や救急車に係る更新により消防・救急・救助体制の充実強化が図られていますが、納車の遅れ、財源確保について課題となっています。

基本的な方向性

消防指令システムについては、これまで名寄消防単独で更新を行ってきましたが、今後は国が推奨する広域化の方針も考慮しながら従来方針にとらわれず幅広い枠組みの中で検討を進めます。

また、デジタル無線設備について最小の投資で最大の効果を得るための更新に向けた整備について検討を進めます。

これらの設備を納める庁舎についても老朽化が進んでいるため、災害に強い消防庁舎の在り方について引き続き検証します。

主な施策・取組

(1)消防組織体制の確保

消防署員の知識と技術の向上を図る訓練や研修の実施に加え、地域防災の要である消防団員の確保と現場対応能力の向上につながる訓練と人材育成に取り組みます。

また、消防団の活動環境を整えることで組織の活性化を図り、常備消防と消防団が密接に連携し大規模災害にも対応可能な体制を維持します。

(2)住宅火災防止対策の推進

住宅火災による死者の発生を防止するため、高齢化の進行や生活環境の特性を踏まえた防火意識の高揚を図る啓発活動を推進するとともに、住宅用火災警報器の設置徹底及び適切な維持管理に向けた各種取組や防火訪問を実施します。

あわせて、積雪寒冷地における季節的な火災リスクを考慮し、季節に応じた火災予防運動の展開等を通じて、地域住民や事業者と連携した防火体制を構築し、火災のない安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

(3)消防施設(消防庁舎・消防指令システム・デジタル無線)の整備

災害に強く、地域防災の拠点となる消防庁舎の在り方と、導入から15年以上経過している消防指令システム及び導入から11年経過しているデジタル無線設備について、最小の投資で最大の効果が得られる更新方法について、様々な視点から調査、検討します。

(4)消防車両及び消防装備の整備

多種多様、甚大化する災害に備え最新装備の研究を進め、必要かつ無駄のない消防車両、装備について計画的に整備・更新を行います。

関係する個別計画

- 名寄消防署消防自動車等の整備計画
- 上川北部消防事務組合住宅用火災警報器設置・維持管理対策実施計画

III-4 防災対策の充実

目指す姿

災害に強く、市民が安心して暮らせる安全なまちを目指します。

現状と課題

本市では、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、まちごとまるごとハザードマップ(避難所マークの設置、公共施設等に浸水深表示)の取組を行ったほか、令和4年度に新たな名寄市防災ガイドマップとWEBを活用した洪水・土砂ハザードマップデータを作成しました。

また、自助・共助に基づく地域防災力向上に向けて、自主防災組織の設立支援や地域防災リーダーの育成に取り組んできました。

発災時に被害を最小化するために、行政による防災への取組に加え、今後も地域防災力の向上を図っていくことが必要とされています。

基本的な方向性

市民が日頃から災害に備え、避難行動がとれるよう、引き続き防災や減災に対する意識を高める取組を推進するとともに、災害時に円滑な応急対策をとれるよう避難所開設等の訓練を実施し、職員の災害対応力の向上を図ります。

また、災害時に有効な情報伝達手段となるLアラート(災害情報共有システム)の整備を行い、確実に運用できるようにします。

あわせて、ストレスの少ない避難生活を送ることができるよう防災資機材の整備を推進するとともに、内水氾濫に対応するハザードマップの作成について検討します。

主な施策・取組

(1)防災体制の強化

災害時に迅速な情報伝達を行うため、Lアラート(災害情報共有システム)の更新を行います。

また、計画やマニュアルの整備・更新を適切に行うとともに、関係機関との連携充実を図り、平時から訓練等を通じて災害発生時の実効性を高めます。

あわせて、全国的に多く発生している突発的な豪雨に対応するため、内水氾濫に対応するハザードマップの作成について検討を進めます。

(2)地域防災力の向上

防災に関連する講話や研修会等を実施し、地域における防災意識の向上を図るとともに、町内会等の防災力の向上及び自主防災組織の育成並びに地区の避難力の向上を支援します。

あわせて、災害発生時に支援を必要とする人の把握と支援体制づくりを進め、地域の見守りや連携により、災害時に助け合える体制を整えます。

(3)治山・治水対策の推進

降雨や融雪水による洪水災害等を未然防止するため、河岸の崩れた箇所への護岸整備や土砂、雑木により閉塞した河川の土砂さらいを実施します。

また、危険箇所の把握と対策の優先付けを行い、関係機関との連携による整備や維持管理を実施し、治山・治水対策を推進します。

関係する個別計画

- 名寄市地域防災計画
- 名寄市強靱化計画(R9-R12)

III-5

生活安全対策の推進

目指す姿

全ての人が事故や犯罪の不安を感じることなく、安心して暮らせるまちを目指します。

現状と課題

本市では、春・夏・秋・冬の交通安全運動を全国・全道の交通安全運動と連動し、各団体・機関・町内会などと連携し実施し、交通事故の防止と交通安全意識の拡大に努めています。

近年は高齢者等を狙った犯罪、悪質な商法、あるいは親族をかたった特殊詐欺等だけでなく、SNSを通じて知らないうちに若者が犯罪の加害者・被害者になってしまうケースや警察官をかたる詐欺などその手口はますます多様化・巧妙化しており、様々な年齢層に被害が拡大しています。

市民の安全確保のため、「名寄市安全安心地域づくり協議会」を開催し、関係機関・団体と連携し情報共有と市民の防犯意識の高揚を図ってきました。

また、広域で設置した名寄地区広域消費生活センターの運営を通じて、地域住民からの消費に関するトラブルなどの相談に対応するとともに、「悪質商法」や「架空請求詐欺」などの消費者被害を未然に防ぐための取組を推進してきました。

基本的な方向性

交通事故のないまちづくりに向けて、交通安全意識の普及・啓発に努めるとともに、交通事故を誘発する危険箇所の減少に向け安全看板などの設置や、地域の要望を勘案しながら必要に応じて公安委員会へ要望をあげるなど、整備を進めます。

また、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちを目指し、市民の安全意識・防犯意識の向上のため関係機関・団体と連携し防犯に関する啓発活動に取り組みます。

あわせて、また、適切な消費者情報の提供や消費生活セミナー・出前講座の開催など、消費者被害未然防止の啓発活動を強化します。

主な施策・取組

(1)交通安全対策の推進

交通事故のない安全な交通社会を実現するため、交通安全教室の開催や街頭啓発を通じて、歩行者の安全確保とドライバーの規範意識の向上を継続的に図ります。

また、学校・地域・関係機関と連携してこどもの通学路の安全対策を推進するとともに、近年増加している高齢者による交通事故を防止するための取組を推進します。

(2)防犯対策の推進

警察などの関係機関と連携により身近な犯罪に関する情報共有を積極的に図り、市民の防犯意識を高めます。また、地域の見守りや防犯意識の啓発を推進し、地域ぐるみの防犯体制と犯罪を未然に防ぐ力を高めます。

(3)消費者の支援と消費者教育の推進

消費者被害の未然防止と被害の最小化を図るため、消費生活センター等の相談窓口において専門職による適切な助言や救済を行います。

また、セミナーや出前講座等を通じて、多様な消費者トラブルに対応できる知識の普及に取り組みます。幅広い年代に対する消費者教育の充実に努め、消費者力の向上を進めます。

関係する個別計画

- 第11次名寄市交通安全計画
- 北・北海道中央圏域定住自立圏共生ビジョン(R9-R13)